

**第1章 策定趣旨**

- 水は、海水が蒸発し、雨が大地にしみこみ、地下水や河川水になって流れ、再び海に戻るという壮大な循環をしており、私たちは、この循環の過程で、さまざまな形で水の恩恵を受けている。
- 高度経済成長期以降の急激な産業の発展、都市化の進展、森林や農地の減少などに伴い水循環が変化し、水質の汚濁、生態系の劣化、水辺地の減少等の水環境が悪化。
- 水環境の悪化により、人が水辺に集い、水と触れ合う機会が少なくなるとともに、人が水を気づかうことが少なくなるなど、人と水とのかかわりが希薄化。
- 水環境の改善には、河川などの水量の確保、土壌への浸透や流れる過程における水質浄化、多様な生態系の維持などの環境保全上重要な機能を持つ水循環の再生が必要。
- 水循環の再生には、環境、治水、利水、水産等の各分野が、「場の視点」から個々の施策を実施するだけでなく、流域の上流から下流、地上から地下、川から海への流域全体への影響を考慮した「流れの視点」に立ち、総合的に施策を講ずることが必要。
- 水循環の再生にあたっては、再生の必要性について流域の合意を形成し、県民など各主体の参画のもと、役割分担を明らかにし、連携・協働して取り組むことが必要。
- 「あいち水循環再生基本構想」により県民等各主体の水との新たなかかわり方を示し、人と水との豊かなかかわりを創造していく。

**第2章 水循環の状況**

**基礎的な緒元**  
 地勢・地質、降水量、気温、人口、土地利用、産業構造、河川の概況、地下水の概況、水使用、水文化等  
**水質の状況**  
 水循環が本来持つ浄化能力を超える汚濁負荷の増加により、環境基準が都市中小河川で未達成、海域で横ばい、赤潮・苦潮が頻発  
**川の流れ等の状況**  
 森林、農地の減少、市街地の拡大による涵養機能低下に伴い、雨水流出形態が変化、湧水の枯渇  
**水辺空間の状況**  
 干潟、自然海岸の消失、川・水路等の面積の減少等により生物の生息の場の減少や生態系の劣化、親水機能の低下  
 水文化の喪失、NPO 等による水環境保全活動など水とのかかわりの二極化

**第3章 水循環の再生による水環境の課題**

流域を視野においた都市部中小河川、海域の水質の改善  
 流域の涵養機能の向上等による川の流れの確保、地下水の環境用水としての利用、湧水の維持・復活  
 生物の生息環境、親水機能に配慮した水辺空間の整備  
 人と水とのかかわりの回復・創造

**第4章 水循環再生の姿と再生の方途**

各主体の参画・連携・協働による水循環の再生

水循環再生の姿	再生の方途
きれいな水の保全 上流から下流まで、それぞれが水の流れの恵みを楽しみ、利用できるきれいな川や海をとりもどす	・下水道整備等による生活系汚濁負荷の削減 ・産業系への排出規制 ・環境保全型農業の実施等による非特定汚染源負荷の削減 ・底質汚泥の浚渫等直接浄化対策の推進
川の流れの確保 年間を通して動植物の生息・生育環境が確保され、人と水とのふれあいの場となる川の流れを確保する	・森林、農地等の保全、適正管理による地下水涵養能力の促進 ・雨水貯留・浸透施設の整備による地下水涵養能力の促進 ・地下水の環境用水としての利用
水辺空間の創造 多様な生物を育み、憩いと豊かな気持ちをもたらす水辺空間を保全・整備する	・現存する自然河岸、砂浜等の保全 ・多自然型川づくりの推進 ・農業用排水路・ため池等の環境保全機能の充実

人と水との豊かなかかわりの回復・創造

**第5章 役割分担 取り組みの体制**

**役割分担**  
 行政(総合的な施策の実施、各主体の調整)、NPO(行政、県民、事業者へ取組の啓発、新たな実践者の開拓)、県民(暮らしの中で実施可能な取組実践)、事業者(地域活動への積極的な参加・協力)  
**流域の取組み**  
 流域協議会の設置、行動計画の策定・実施・進行管理・施策の評価  
**支援体制**  
 流域協議会設立、活動支援、水循環再生検討会による再生指標や定量的評価方法の検討  
 他計画等との整合・調整  
 本県の水施策の基本方針、今後各分野別行政計画策定に際しての指針

